

研究種目：基盤研究(B)
研究期間：2007～2009
課題番号：19330003
研究課題名（和文）中国における民間セクターをめぐる法と政治
研究課題名（英文） Law and Politics in China's Private Sector
研究代表者
鈴木 賢 (SUZUKI KEN)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80226505

研究代表者の専門分野：社会科学
科研費の分科・細目：法学・基礎法学
キーワード：民間組織、NPO、NGO、社会団体、市民社会、結社の自由、労働組合、民主化

1. 研究計画の概要

本研究は、中国において政治国家と経済市場の間で存在感を増しつつある「社会」ともいいうる第3の領域である民間セクター（民間組織、社会団体、第三セクターとも称する）に着目し、中国法、中国政治の専門家により、以下の課題を遂行した。（1）民間セクター設立の根拠となる法制度（とくに設立許可手続、登記手続、監督制度、税制などの支援制度）、その運用実態、実際にいかなる団体が組織され、いかなる活動を展開しているかを明らかにすること。（2）中国の民間セクターをめぐる法と政治の特徴とそれらを規定する諸要因（政治、経済、文化など）を分析すること。（3）民間セクター法制の将来に向けての選択肢、今後、それが社会変革に及ぼす可能性について展望を示すこと。

本研究の特徴としては、（1）民間セクターの現況について法的側面からアプローチするものであること、（2）法の規範レベルだけではなく、それがいかに運用されているか、また現行法が民間セクターの現実との間でいかなる問題点を抱えているかを実証的

に明らかにする点がある。

2. 研究の進捗状況

本研究は 2010 年まで 4 年間の予定であったが、最終年度前年度応募課題が採択されたので、3 年間の文献調査、現地での訪問・聞き取り調査、中国の研究者や NPO 主催者招聘によるワークショップなどにより、以下のような知見を得た。（1）経済の市場化と行政機能の転換により、民間（的）セクターが活性化し、さまざまな形態の民間組織が活発に活動している。（2）多くの組織が政府／非政府、営利／非営利の両面を併せ持つ相即的な性格をもつ一方で、外国からの資金援助を受けた草の根組織が少ないながらも注目すべき活動を展開している。（3）法的に正式の登記を経るには制度的に高いハードルがあるため、現場ではさまざまな変通方法が工夫されている。たとえば営利法人として法的地位を得て活動するものが多数に上るほか、未登記のまま活動する組織が登記された組織を遙かに上回る。（4）目下、民間組織発展のボトルネックは、登記を担当する民政

部門と活動分野毎の主管業務部門による煩瑣な二重の管理システムにある。(5) 法的な制度化のレベルは初歩的であり、「先に設立してから、後に制度化がついてくる」[先設立、後制度][先発展、後管理]という現代中国法に典型的な制度形成プロセスをたどっている。(6) 民間セクターが多角化した利益の調整機能、社会の自律機能、サービス提供機能、ある種の政治参加機能、社会公益機能など多様な機能を果たすことによって、政治の民主化に代わって一種の緊張放散的效果を担っている。

2008 年は中国では慈善元年、ボランティア[志願者]元年とも称される年と重なった。それは贅言するまでもなく、5 月の四川大地震であり、8 月の北京オリンピックという象徴的な出来事が発生したためであった。四川大地震では日本円で 1 兆 1000 億円を超える募金が集まり、491 万人以上が被災地でボランティアに従事し、草の根の組織を含む多くの国際・国内の NPO/NGO が活躍した。北京オリンピックでも若者を中心に 170 万人ものボランティアが運営に協力した。これらの活動はなお上からの動員と下からの自発性という二面性をもつ両義的、相即的でアンビバレンスな性格を帯びつつも、政治国家とも経済市場とも区分された領域が顕現しつつあることを明らかにした。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

(理由)

4 年計画の 3 年度までを終了し、終盤を迎えていた。これまで学会では知られていなかった外国からの資金を得て活動する非営利組織の実態を調査することができたことは最大の成果である。政府/非政府、営利/非営利の区別が曖昧で両義的な団体が多いなか、非政府性、非営利性が際だっているのは、

外国からの資金を得ている団体であった。それらの組織とのネットワークを築くことができ、今後のプロジェクトの進展に基礎を据えることができた。また、まさに法的環境の整備が中国の NPO の発展、存続にとってのキーであることを明らかにした。

4. 今後の研究の推進方策

本研究は、2010 年度より 5 年間の予定で基盤研究 A「権威主義体制と市場を媒介する法と政治——中国的メカニズムの解明」として継続が認められた。後継プロジェクトでは、権威主義的政治システムと自由放任的市場経済という特異なカップリングが、いかなる政治・法構造により接合されることで、高速経済発展を実現し、体制を維持させているかを、政治と経済の間に浸み出す「社会」、法治国家の諸装置の生成から照射する。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 42 件)

1. Tomooki Ishii, "China's Trade

Unions-how Autonomous Are They"

Routledge, UK, p.1-24, 2009, 査読無

2. 鈴木賢「台湾のアソシエーション法」比較法研究 69 号、2007 年、78-82p、査読有

[学会発表] (計 10 件)

1. 石井知章「中国労働組合法の施行過程と現状の課題」現代中国法研究会第 18 回研究集会、2009 年 9 月 26 日、東京大学

[図書] (計 11 件)

1. 鈴木賢/宇田川幸則/崔光日/坂口一成ほか『中国物権法』成文堂、2007 年、74p

2. 孝忠延夫/鈴木賢【編】『北東アジアにおける法治の現状と課題』成文堂、2008 年、421p